

2018年3月12日

公文書管理委員会 御中
内閣府公文書管理課 御中

公文書管理法 3 条に基づく適用除外行政文書の 移管・廃棄簿に類する行政文書の保存期間について(意見)

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
理事長 三木 由希子

当法人は、市民の知る権利の擁護と確立を目指して活動する特定非営利活動法人です。

公文書管理法 3 条は、他の法令等に特別の定めがある行政文書については適用除外にすると定めており、刑事確定記録が該当文書として挙げられていることは、ご案内の通りです。公文書管理法の逐条解説によると、法令等と実態の内容で競合することが適用除外の要件とされており（『改訂逐条解説公文書管理法・施行令』ぎょうせい 2011 26-27）、少なくとも、公文書管理法の求める水準に管理実態があることが求められるべきです。

今般の行政文書管理ガイドラインにおいて、移管・廃棄簿が 30 年保存後に移管と改正されました。すでに、行政文書ファイル管理簿は常用とされ、移管・廃棄で除外されたものが移管・廃棄簿として保存されるため、行政文書ファイル管理簿の記載事項は事実上移管情報となりました。法 3 条により適用除外にされている行政文書については、該当行政文書そのものは公文書管理法の適用を受けませんが、それを管理するための管理簿や廃棄・移管簿に類するものは、公文書管理法の適用を受ける行政文書であります。適用除外とされている行政文書の管理実態が公文書管理法と同等となるためには、管理簿等に類する行政文書を、行政文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿と同程度の保存期間、移管・廃棄基準にすべきと考えます。

しかしながら、例えば刑事確定記録は、保管簿が各地検で作成・保存されていますが 3 年保存とされ、廃棄目録も作成されていますが同様に 3 年保存とされていると聞いています。また、刑事参考記録は保存簿が各地検で作成され 3 年保存とされ、「廃棄目録」、「特別処分記録目録」も 3 年保存とされていると聞いています。国立公文書館

に移管をされる場合は、法務省に送付するため「送付目録」が作成されますが5年保存で、法務省から移管される際の目録等の扱いは不明です。

管理簿冊等は、各地検に共通の保存期間でありかつ行政文書ファイル管理簿等に類するものであるため、検察庁の行政文書管理規則別表において措置される文書類であると思われませんが、そのような措置は講じられていません。これについては、すでに貴委員会において妥当との答申をされているところですが、移管・廃棄簿の保存期間の変更及び保存期間満了後の措置についてガイドラインを改正されたことから、法3条の規定により適用除外とされる行政文書の管理簿及び移管・廃棄簿の保存期間及び保存期間満了時の措置について、検討すべきではないかと考えます。

また、行政文書ファイル管理簿、移管・廃棄簿について付け加えますと、内閣府大臣官房公文書管理課長決定である「公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書ファイル等の移管・廃棄等に関する手順について」によると、行政文書ファイル管理簿の項目に加えて、移管基準該当性、特定秘密文書を含むか否か、秘密指定文書を含むか否かを記録した表が作成されています。新規に登録された行政文書ファイル等について、これを内閣府及び国立公文書館に年に1回、各行政機関が提出して内容が確認され、かつ同表と基本的には同項目の表をもとに廃棄審査が行われています。すでに貴委員会においてはご案内済みの情報であると思われませんが、廃棄・移管簿が行政文書ファイル管理簿と同項目でありますので、廃棄審査等で用いられる情報と国立公文書館等に移管される移管・廃棄簿には情報量に差が生じることとなります。

当法人としては、廃棄審査に用いられる文書を廃棄・移管簿と同様に国立公文書館等に移管すべきかと考えます。

以上、意見として申し述べますので、貴委員会について十分にご検討いただけると幸いです。

以上

◆連絡先

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
〒160-0008 東京都新宿区三栄町16-4 芝本マンション403
TEL.03-5269-1846 FAX.03-5269-0944
E-Mail icj@clearing-house.org